

公募公告

下記のとおり公募に付します。

令和8年9月7日

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長

記

1 公募に付する事項

(1) 件名

次期裁判統計データ処理システムの事件管理システムとの連携対応改修等

(2) 公募期間

令和8年9月7日（月）から令和8年10月1日（木）正午まで

(3) 契約期間

令和9年3月31日から令和10年10月31日まで

2 公募に参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度全省庁統一資格において、「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 最高裁判所又は他府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 上記の他、応募要領による公募の参加資格及び応募条件を満たしている者であること。

(6) その他必要な事項については、調達仕様書、応募要領等のとおり。

3 仕様書等の交付場所

参加を希望する者は、裁判所ウェブサイト（裁判所を知る＞ 調達関連情報＞（関連リンク） 公示・公表情報）から関係書類をダウンロードし、内容を確認のうえ、参加資格・応募条件を満たす場合には、提出期限までに参加申込書等必要書類を提出すること。

裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/index.html>

4 応募書類

応募要領のとおり。

5 応募書類の提出期限及び場所

提出期限：令和８年１０月１日（木）正午まで

提出場所：応募要領のとおり。

6 契約者の決定方法

応募要領のとおり。

7 必要書類の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

8 その他

(1) 公募及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。契約書（案）は別添のとおり。

他、細部は、応募要領及び仕様書のとおり。

9 本公告に関する問い合わせ先

最高裁判所事務総局経理局用度課調査係（担当：津端）

電話：０３－３２６４－５８７３（係直通）

E-mail：sc.keiri.y-chousa@courts.go.jp

応募要領

1. 公募件名

次期裁判統計データ処理システムの事件管理システムとの連携対応改修等

2. 目的及び概要

裁判所における統計データの基盤となる裁判統計データ処理システム（正確な裁判統計の迅速な集約及び早期公表を目的とした、統計の報告、集約・管理、データベース化及び集計・検索等業務を取り扱うシステムであり、複数のシステムから構成されている。以下「現行システム」という。）は、最も古いシステムの稼働から約25年が経過していること、また、現行システムが稼働するデータセンタの廃止が令和9年10月に予定されていること、さらに、裁判所のデジタル化により新たに開発中の事件管理システムにも対応する必要があることから、次期裁判統計データ処理システム（以下「本システム」という。）を開発中である。

本システムは、令和7年度及び令和8年度にフェーズ1開発として、現行システムからの移行及び既存の事件管理システムとの連携対応を前提とした開発を行い、また、令和9年度にフェーズ2開発として、現在開発中の刑事事件関係の新事件管理システム（以下「リンケージ」という。）の令状事件管理に関する部分（以下「リンケージ（令状部分）」という。）と連携するためのインターフェース開発を行うことを予定している。

本調達では、本システムのフェーズ2後半開発として、現在開発中のリンケージの刑事公判事件管理に関する部分（以下「リンケージ（刑事公判）」という。）、新執行倒産等事件管理システム及びe事件管理システム（以下「RoootS」という。）のその他非訟事件管理部分と連携するためのインターフェース開発・改修を行うとともに、令和8年度ないし令和10年度に予定されている法改正に伴う裁判統計報告様式の改訂を受けて裁判統計報告用の入力訂正画面や帳票等の改修を行う事業者を公募するものである（以下、本調達対象となる改修等を「本業務」という。）。

本業務で改修する RoootS のその他非訟事件管理部分との連携インターフェースの改修は、フェーズ1開発で開発する RoootS との連携インターフェースの仕様を正確に把握し、既存の機能を損なうことがないように改修することが求められる。

新執行倒産等事件管理システムとの連携インターフェースの開発では、新執行倒産等システムが導入された後も、令和10年3月末までに申し立てられた事件については同システムの前身である新民事執行事件管理システムや破産P（以下、「旧システム」という）を用いて処理するため、旧システムとの連携を維持し、新執行倒産等システムと旧システムからデータの集計ができる機能を実装する必要があり、フェーズ1開発における旧システムとの連携機能に対する高い理解が求められる。

また、リンケージ（刑事公判）との連携インターフェースは、別途調達するフェーズ2

開発（リンケージ（令状部分）との連携インターフェース開発）と同じシステムとの連携インターフェース改修作業となるため、同改修作業と技術的に一貫した改修を行う必要がある。

法改正対応改修は、フェーズ2開発及び本業務のその他の改修作業による連携インターフェースの新規開発又は改修作業と同時進行で、適切な集計ロジック及び裁判統計報告の入力訂正画面の新規作成又は改修を行う必要がある。

以上のとおり、本業務を遂行する上では、フェーズ2開発と技術的に一貫した改修が行えること、開発中である本システムの全ての開発フェーズの仕様内容の把握及び把握した仕様との整合性を担保しつつ本業務での改修内容への反映を適時適切に行っていくこと、そのために改修対象である現在開発中の本システムの機能や仕様、構成要素、稼働環境などへの高い理解が求められる。

3. 公募期間

令和8年9月7日から令和8年10月1日正午

4. 契約形態等

請負契約

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 最高裁判所又は他府省庁において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号から第4号までに規定する者及び団体をいう。以下同じ。）

であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記(5)に定める暴力団排除対象者であることを知りながら再委託等の相手方としないこと。

(7) 上記(1)～(6)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

以下の要件を全て満たすこと。なお、業務の要件や詳細については、別添仕様書等に準拠する。

(1) 政府調達における 80 万 SDR を超える案件の開発又は改修に携わった実績を有すること。

(2) 国、地方公共団体又は独立行政法人に係る情報システムの設計・開発の実績を有すること。

(3) 本業務期間中は、本システムについて、本業務とは別途に、運用保守及びフェーズ 2 開発等複数の改修が並行して進行中であることから、運用保守の状況及び別途進行中の複数の改修の仕様等（設計書やプログラム。それらの修正の反映を含む。）を適時把握し、適切に本業務に取り込むことができること。また、フェーズ 2 開発と技術的に一貫した改修を行えること。

(4) 裁判統計報告業務の内容を理解し、かつ、現行システムと既存の事件管理システムとの連携の仕組みについての知見を有していること。

7. 仕様内容

別添調達仕様書のとおり

8. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (4) 「6. 応募条件」を満たすことを簡記した提案書（最大15ページ程度）
様式は任意とする。具体的かつ簡潔に記載すること（総ページ数の多さは評価とは無関係である。）。
- (5) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加申込書等は無効とする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って参加申込書等を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年10月1日（木）正午必着
- (2) 提出先及び問合せ先
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課調査係（担当：津端）
電 話 03-3264-5873（係直通）
E-mail sc.keiri.y-chousa@courts.go.jp

10. 契約相手方の決定

- (1) 契約相手方の決定方法
本件の要件を満たす事業者が一者の場合、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、一般競争入札へと移行する。
- (2) 審査結果の通知
審査の結果については、令和8年10月8日（木）までに、提案者に対して、担当よりメールにより通知する。

11. その他

- (1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類等に対して、担当から質問する場合があるため、担当より質問があった場合には速やかに対応すること。

様式 1

年 月 日

参加申込書

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 殿

申込者 住所

会社名

(代表者) 氏名

「次期裁判統計データ処理システムの事件管理システムとの連携対応改修等」の公募
公告を承知の上、参加を申し込みます。

(本件に係る照会・連絡先)

担当者：

電話：

E-mail：

※押印は省略可能です。押印を省略する場合は氏名の下に、①責任者氏名
・連絡先、②事務担当者氏名・連絡先を記載してください。

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号から第4号までに規定する者及び団体をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団又は暴力団員等を再委託の相手方としません。

3 再受託者が暴力団又は暴力団員等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受託者が暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、最高裁判所へ報告を行います。

最高裁判所事務総局経理局長 殿

令和 年 月 日
住所(又は所在地)
社名及び代表者名(氏名)

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

(※現時点の案であり、契約にあたっては、一部変更となる場合があります。)

契 約 書 (案)

次期裁判統計データ処理システムの事件管理システムとの連携対応改修等に関し、発注者最高裁判所と受注者●●●●●●●●とは、別紙契約条項及び別添仕様書により契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和 年 月 日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
 最高裁判所
 支出負担行為担当官
 最高裁判所事務総局経理局長 ● ● ● ●

受注者 (住所) ●●●●●●●●●●
 (社名) ●●●●●●●●●●
 代表取締役 ● ● ● ●

(別紙)

契 約 条 項

(業務の内容等)

第1条 業務の内容及び契約金額は、次のとおりとする。

(1) 内 容 別添仕様書のとおり

(2) 契約金額 金●●, ●●●, ●●●●円

(うち消費税及び地方消費税額 金●, ●●●, ●●●●円)

(成果物の納入期限及び場所)

第2条 成果物の納入期限及び場所は、別添仕様書のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

(契約保証金)

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

【大企業の場合】

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

【中小企業の場合】

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を、書面による発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(下請等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の監督等)

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 受注者が提出する書類の調査

(2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(検査及び納入)

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅

滞なく成果物の納入を受けなければならない。

- 3 発注者は、必要がある場合には、受注者に指示して試験的にシステムを稼働して検査を行うことができるものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。
- 5 検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

- 第8条 受注者は、前条の検査に合格し、すべての成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。
 - 3 受注者は、発注者及び受注者の協議により成果物を分割して納入した場合において発注者の承諾があるときは、その納入した部分に対する代金の支払を発注者に請求することができるものとし、このときにおいては、前二項に準じた取扱いをするものとする。

(履行遅延の賠償)

- 第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。
 - 3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

- 第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項、第4項又は第6項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不能となった場合（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3 前項の場合、発注者は、第14条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 納入された成果物に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、発注者は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 納入された成果物に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条第2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第7条第2項、第4項又は第6項の規定に基づき成果物の納入を受けた日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は別添仕様書に違反したとき（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとしたとき

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとしたとき

(4) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められるとき

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

- (1) この契約の条項又は別添仕様書に違反したとき（第3号を除く。）
- (2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となったとき
- (3) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められるとき

- 2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。
- 3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われた場合は、受注者等に対する命令で確定したものを

いい、受注者等に対して行われていない場合は、各名宛人に対する命令すべてが確定したときにおける当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わない場合は、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号から第4号までに規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明した場合は、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認した場合、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じない場合

は、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物等の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作権者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたときを除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

次期裁判統計データ処理システムの事件管理システムとの連携対応改修等

仕様書

最高裁判所

－ 目次 －

1. 調達案件の概要	1
1.1. 調達件名	1
1.2. 調達の背景	1
1.3. 調達目的及び調達の期待する効果	1
1.4. 業務・情報システムの概要	1
1.5. 用語の定義	5
1.6. 契約期間	6
1.7. 作業スケジュール	6
2. 調達案件及び関連調達案件	7
2.1. 調達範囲	7
2.2. 調達案件の一覧	8
2.3. 調達案件間の入札制限	9
3. 本作業に求める要件	9
4. 作業の実施内容	9
4.1. 設計・構築実施計画書の作成	9
4.2. 設計・構築工程に入る前の本システムの要件定義書の修正、各種規約の作成	11
4.3. 事件管理システムとの連携インターフェース改修における設計、構築、テスト、移行	11
4.3.1. 設計	11
4.3.2. 構築	12
4.3.3. アプリケーション開発	13
4.3.4. テスト	13
4.3.5. 受入テスト支援	14
4.3.6. 連携インターフェース切り替え作業	15
4.4. 法改正対応における設計、構築、テスト、改修	15
4.4.1. 要求事項	15
4.4.2. 設計、構築、テスト	16
4.4.3. 改修	16
4.5. 定例会等の実施	16
4.6. 各種管理情報の提出	17
4.7. 成果物等	18
4.8. その他	21
5. 作業の実施体制・方法	22
5.1. 作業実施体制	22
5.2. 作業要員に求める資格等の要件	24

5.3. 作業場所	26
5.4. 作業の管理に関する要領	26
6. 作業の実施に当たっての遵守事項	28
6.1. 機密保持、資料の取扱い	28
6.2. 個人情報の取扱い	29
6.3. 法令等の遵守	29
6.4. 標準ガイドラインの遵守	29
6.5. その他文書、標準への準拠	30
6.6. 規定等の説明等	30
6.7. 情報システム監査	30
6.8. 情報セキュリティの管理体制について	31
6.9. セキュリティ要件	32
7. 成果物等の取扱いに関する事項	34
7.1. 知的財産権の帰属	34
7.2. 契約不適合責任	34
8. 入札参加資格に関する事項	35
8.1. 公的な資格や認証等の取得	35
8.2. 受注実績	35
8.3. 入札制限	36
9. 再委託に関する事項	36
10. その他特記事項	37
10.1. 前提条件等	37
10.2. その他	37
11. 附属文書	38
11.1. 本調達仕様書を作成するにあたり参考とした資料一覧	38
11.2. 入札参加者が閲覧できる資料一覧	39

1. 調達案件の概要

1.1. 調達件名

「次期裁判統計データ処理システムの事件管理システムとの連携対応改修等」

1.2. 調達の背景

裁判所における統計データの基盤となる裁判統計データ処理システム（正確な裁判統計の迅速な集約及び早期公表を目的とした、統計の報告、集約・管理、データベース化及び集計・検索等業務を取り扱うシステムであり、複数のシステムから構成されている。以下「現行システム」という。）は、最も古いシステムの稼働から約 25 年が経過していること、また、現行システムが稼働するデータセンタの廃止が令和 9 年 10 月に予定されていること、さらに、裁判所のデジタル化により新たに開発中の事件管理システムにも対応する必要があることから、次期システム（以下「本システム」という。）を開発中である。本システムは令和 10 年 4 月以降にリリースされる事件管理システムとの連携対応及び令和 8 年度から令和 10 年度までに行われる法改正への対応が必要となることから、改修が必要となる。

1.3. 調達目的及び調達の期待する効果

本調達においては、開発中の本システムに対して以下の作業を目的とする。

(1) リンケージ（刑事公判）（LinKage（刑事公判）のこと。以下同じ。）、裁判員候補者名簿管理システム、新執行倒産等システム及び RoootS（その他非訟）との連携インターフェースの追加等を行うこと（以下「事件管理システムとの連携インターフェース改修」という。）。

なお、リンケージ（刑事公判）については、導入時にリンケージ（刑事公判）の前身である KEITAS からリンケージ（刑事公判）にインターフェースを切り替える機能の追加を行い、同機能の実施も行うこと。

(2) 令和 8 年度から令和 10 年度までに行われる法改正に伴う、裁判統計報告様式及び司法統計年報様式等の改正への対応業務を行うこと。

1.4. 業務・情報システムの概要

(1) 本システムの概要等

開発中の本システムの概要等については、別紙 1 の「本システム概要書」記載のとおり

(2) 本システムの構成情報

本システムの概要構成像を以下に示す。

なお、本システム稼働開始時点（令和 9 年 4 月）で稼働している新/旧事件管理システム

を前提とした開発等作業（本業務外）をフェーズ 1、本システム稼働開始以降に発生するリンクージ（令状）との連携インターフェースの追加・削除等に係る改修等作業（本業務外）をフェーズ 2 と呼称する。

おって、本業務となる、フェーズ 2 と並行して実施される事件管理システムとの連携インターフェース改修作業及び令和 10 年度以降に発生するリンクージ（刑事公判）へのインターフェース切り替え作業をフェーズ 2 後半と呼称する。

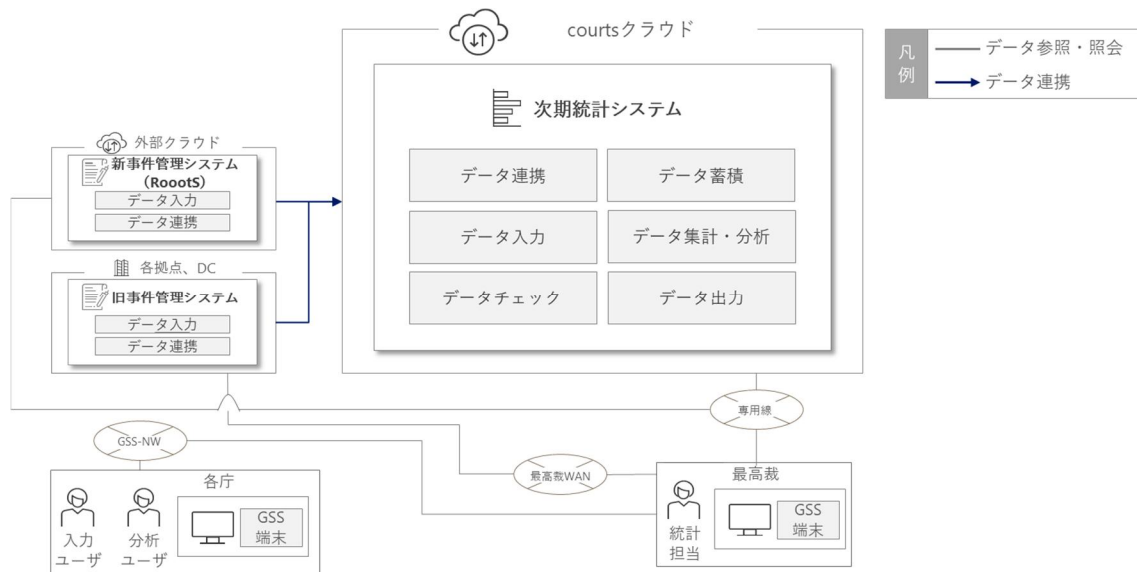


図 1-1 本システムの概要構成像（令和 9 年 4 月：フェーズ 1）

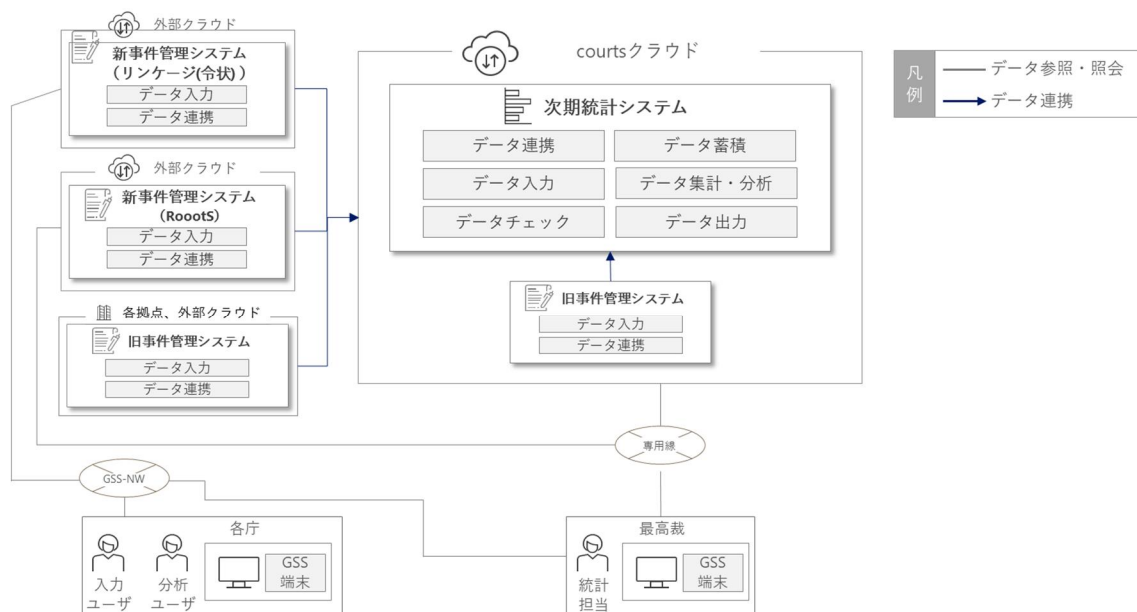
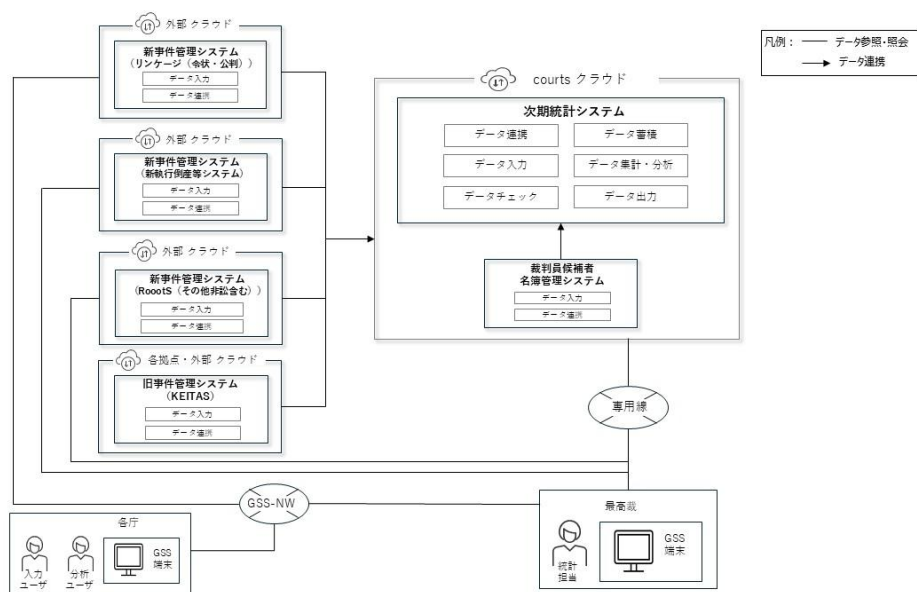


図 1-1 本システムの概要構成像（令和 9 年 10 月：フェーズ 2）



※ 図 1-3 本システムの概要構成像（令和 1 0 年 4 月頃：フェーズ 2 後半）

表 1-1 本システムに関連する各種機能の概要

No.	機能の分類	概要
1	courts クラウド	裁判所基盤機能を実現するクラウドサービス。個別システムの稼働に必要となる機能（システム監視、ログ管理、セキュリティ等）の提供を行う。また、個別システムの配置先となる。
2	GSS	デジタル庁から提供されるガバメントソリューションサービスの略称。
3	GSS-NW	GSS にて提供され、GSS のサービスを提供する各種システムと利用者の端末を結ぶネットワーク。
4	GSS 端末	GSS から提供される端末。
5	裁判統計データ処理システム （略称：統計システム）	裁判統計の報告を行うための「月報・年表入力システム」及び「事件票チェックシステム」、裁判統計の情報を集約して管理するための「裁判統計データ集約・管理システム」、管理されている裁判統計の情報を検索したり集計したりするための「裁判統計データベースシステム」及び「司法統計年報作成支援システム」で構成されるシステムの総称である。 本仕様書では、現行の裁判統計データ処理システムを

No.	機能の分類	概要
		「現行システム」と、新たな裁判統計データ処理システムを「本システム」と略称する。
6	旧事件管理システム	裁判手続の事件処理を支援することを目的として開発されたシステムの総称で、令和5年4月現在、12システムが稼働している（刑事裁判事務支援システム（略称：KEITAS）、裁判事務支援システム（略称：NAVIUS）等。）。
7	新事件管理システム	リンケージ、RoootS、新執行倒産等システムの3システムの総称。
8	リンケージ	最高裁・高裁・地裁・簡裁の刑事事件及び少年事件の事件処理を支援することを目的として開発中の新システムで、令和9年度中の導入を予定している。本システムとは、令和10年4月から令状事件の事件処理部分の自動連携を実現し、本作業によって、同年5月から高裁・地裁・簡裁の刑事事件の事件処理部分の自動連携を実現することを予定している。 なお、リンケージ（刑事公判）については、令和10年度中に導入されるため、導入時にリンケージ（刑事公判）の前身であるKEITASからリンケージ（刑事公判）にインターフェースを切り替える機能が必要となる。 おって、最高裁の刑事事件及び少年事件の事件処理部分の自動連携については、令和11年4月以降に自動連携を実現することを予定している。
9	RoootS	訴訟提起後の事件受付・送達から終局に至るまでの一連の事件受付・進行管理・記録管理業務、終局後の記録管理・統計等業務、保管金管理等の関連業務及びそれに付随するシステム管理・マスタ管理等の業務（第1審・控訴審・上告審を含む）を実施するシステム。本システムとは、令和9年4月から自動連携を実現することを予定している。 また、令和10年4月から民事調停などその他非訟手続についてもRoootSで対応する予定である。
10	新執行倒産等システム	倒産、執行及び過料手続におけるe提出、e記録管理及びe事件管理を実現し、国民が、①申立てから手続終了まで必要な書類をオンラインで提出し、手数料を電

No.	機能の分類	概要
		子納付することができるようにする、②手続に関する記録をオンラインで閲覧・複写できるようにする、③裁判所からの書面の送達をオンラインで受領できるようにする等、デジタル化により利便性の向上や、手続の効率化を図ることを目的に開発中のシステムであり、令和 10 年 4 月の導入を予定している。統計システムとは、本作業によって自動連携を実現することを予定している。
11	裁判員候補者名簿管理システム	裁判員対象事件において裁判員を選任するための業務に利用されているシステムであり、リンケージの前身である KEITAS 経由で統計システムとデータ連携を行っていたが、リンケージでは同連携を行わず、本システムと直接連携（裁判員候補者名簿管理システムから出力した統計データを本システムにアップロード）するため、令和 10 年 4 月から本作業によって手動での CSV ファイル連携を実現することを予定している。

1.5. 用語の定義

本調達仕様書及び別紙資料内で使用する用語の定義について以下に示す。

表 1-2 用語の定義

No.	用語	説明
1	本システム	表 1-1 No.5 に記載の新たな裁判統計データ処理システムを指す。
2	現行システム	表 1-1 No.5 に記載の現行の裁判統計データ処理システムを指す。
3	開庁日	裁判所の休日に関する法律に定められた裁判所の休日（①日曜日及び土曜日、②国民の祝日に関する法律に規定する休日、③年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日））を除く日を指す。
4	外部クラウド	個別システムの稼働環境として、個別システムが独自に構築したクラウド環境を指す。
5	個別システム	最高裁判所の局課等が所管する裁判事務及び司法行政等事務を運用するために必要となる業務システム。
6	裁判所基盤	courts クラウド、サーバ室基盤、最高裁判所に設置する中継機器群、マルチクラウド回線等の総称。

No.	用語	説明
7	サーバ室基盤	裁判所基盤が個別システムに提供する機能のうち、クラウドサービスでは提供できず、裁判所で独自に構築し、最高裁判所に配置する機能を指す。
8	裁判所基盤事業者	本システムの移行先となる courts クラウドを含む裁判所基盤の構築作業、運用保守作業を担当する事業者を指す。
9	連携先事件管理システム運用保守事業者	本システムの連携先となる各事件管理システムの運用保守業務の担当事業者を指す。

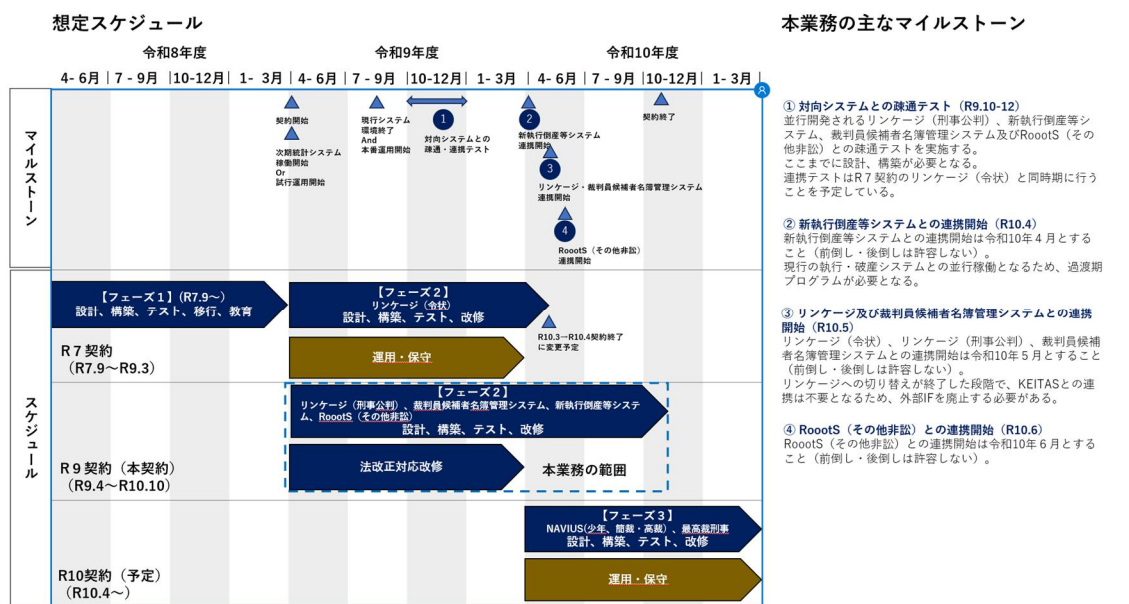
1.6. 契約期間

契約締結日から令和 10 年 10 月 31 日まで

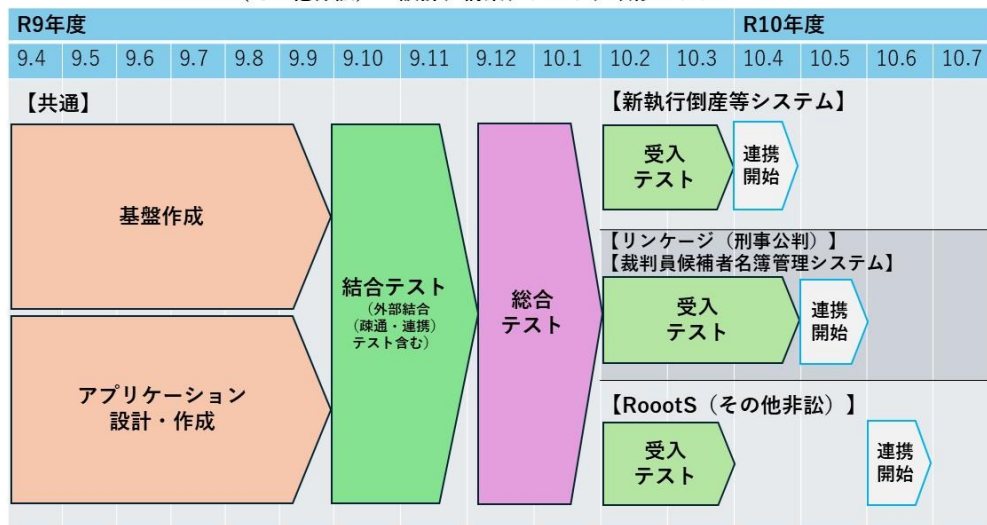
1.7. 作業スケジュール

本調達に係る作業スケジュール（案）を以下に示す。各工程の詳細スケジュールについては、以下に示すマイルストーンを遵守したうえで、プロジェクト計画時に最高裁判所と協議の上、決定すること。

なお、本システムの連携先となる各事件管理システムについては、本調達と並行して順次新事件管理システムへの移行が行われることが計画されている。そのため、各事件管理システムとの連携インターフェースについては、本業務終了以降も事件管理システム側の新システムへの移行に合わせ、適宜追加・削除等の対応が必要となる。



【フェーズ2】リンケージ（刑事公判）、裁判員候補者名簿管理システム、新執行倒産等システム、RoootS(その他非訟) 設計、構築、テスト、改修スケジュール



※図 1-4 本調達に係る作業スケジュール（案）

2. 調達案件及び関連調達案件

2.1. 調達範囲

本調達の範囲を下図青枠にて示す。

本調達は役務の提供を求めるものであるが、当該役務には、ソフトウェア等の構築作業も含む。ソフトウェア等の構築作業、運用保守作業については、「1.7 作業スケジュール」に掲載の図に示すシステム改修作業が調達範囲となる。

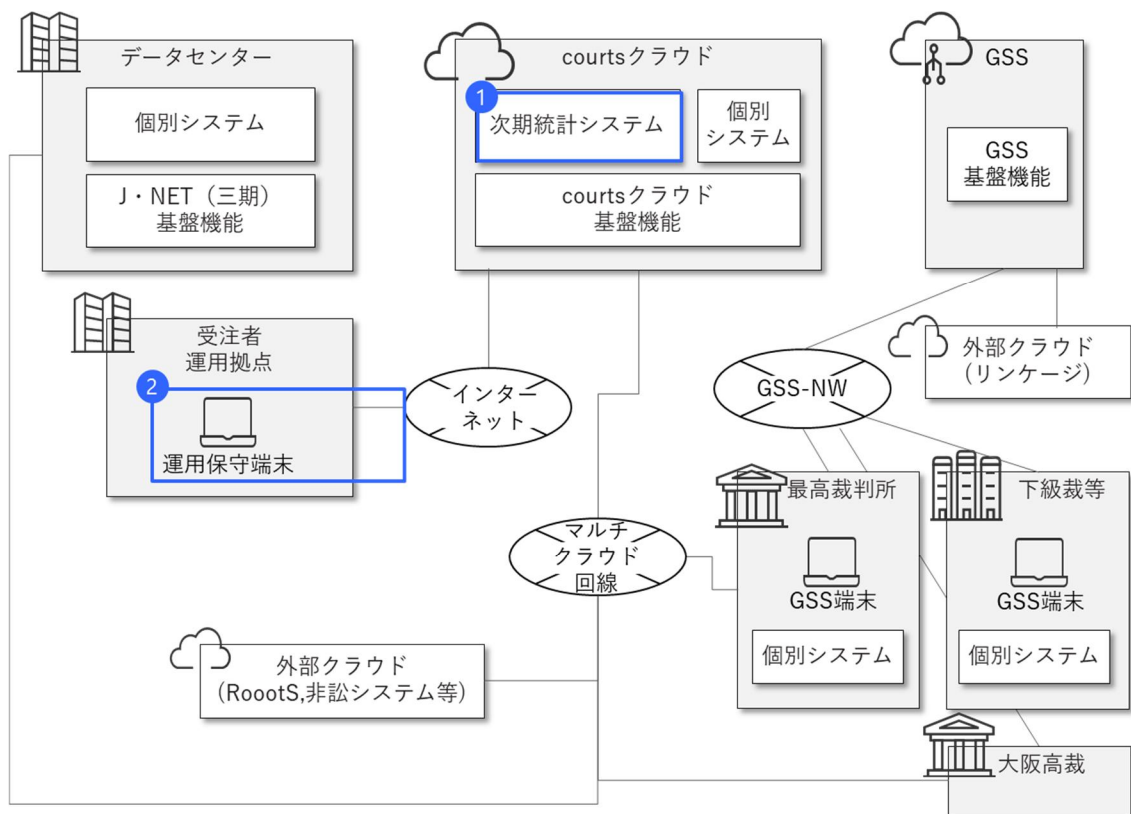


図 2-1 本調達の範囲

2.2. 調達案件の一覧

本調達に関連する調達案件の調達単位、調達方式、調達時期の想定を以下に示す。

表 2-1 本調達に関連する調達案件の概要

No.	調達件名	調達方式	実施時期	補足
1	裁判所基盤に係る設計構築移行等及び共通運用保守業務	総合評価	令和7年4月～令和12年3月	
2	刑事手続デジタル化に係るシステムの設計・開発（第1段階）及び賃貸借保守等業務	総合評価	令和6年6月～令和11年3月	
3	刑事手続デジタル化に係るシステムの設計・開発（第2段階）業務	性質随意契約	令和8年度～令和10年度	No.2 の後続調達
4	民事訴訟手続のデジタル化に係るe提出・e記録管理システム及びe事件管理システム	一般競争入札	令和9年度	Raw データ連携対応改修

No.	調達件名	調達方式	実施時期	補足
	の運用保守等			
5	新執行倒産等システム	総合評価	令和7年度～令和9年度	
6	裁判員候補者名簿管理システム	総合評価	令和7年度～令和9年度	
7	本システム開発及び運用保守	総合評価	令和7年度～令和9年度	

2.3. 調達案件間の入札制限

本調達の入札制限については、「8.3 入札制限」を参照すること。

3. 本作業に求める要件

別紙2の「作業内容」及び本仕様書4.4記載の作業並びに各作業内容に応じた本システムの要件定義書の修正

なお、開発中の本システムに対して改修を行うため、改修にあたっては、「別紙1 本システム概要」に示す機能等と適合すること。おいて、各種設計作業等、受注者にて対応が必要な作業を実施する場合においては、原則として最高裁判所に作業結果や成果物等を説明し、承認を得た上で作業を進めること。

4. 作業の実施内容

4.1. 設計・構築実施計画書等の作成

受注者は、最高裁判所の指示に基づき、設計・構築実施計画書、設計・構築実施要領及び設計・構築実施要領に基づく管理資料を作成し、最高裁判所の承認を得ること。受注者は、最高裁判所が承認した設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領に従い、各種管理を行うこと。

(1) 設計・構築実施計画書の作成

以下の記載事項を含む設計・構築実施計画書を作成すること。

(ア) 作業概要

設計・構築の対象範囲、作業項目、作業の概要等

(イ) 作業体制に関する事項

設計・構築に携わる全ての関係者（受注者の要員、最高裁判所の担当職員、情報システムの利用者、関係事業者、その他関係する内外の組織等）の体制、関係者間の関係性、役割分担、責務等

(ウ) スケジュールに関する事項

- (a) 本調達仕様書及び受注者の提案書に基づく作業内容、スケジュール概要、マイルストーン等（事件管理システム等の関連システムのスケジュール含む）
- (b) 作業項目、作業内容、スケジュールを階層化し、担当者、作業項目間の依存関係等を設定した WBS

(エ) 成果物等に関する事項

本業務によって納品される成果物等名、成果物等の内容、品質基準、納入期限、納入方法、納入部数等

(オ) 開発形態、開発手法等

本業務で採用する開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等

(カ) 情報セキュリティ管理に関する事項

「6.1 機密保持、資料の取扱い」、「6.2 個人情報の取扱い」及び「6.9 セキュリティ要件」を踏まえた受注者の情報セキュリティ管理に関する実施内容

(キ) その他

本業務の前提事項、制約条件、その他の事項等

(2) 設計・構築実施要領の記載内容

以下の記載事項を含む設計・構築実施要領を作成すること。

(ア) 各種管理要領

- (a) 進捗管理
- (b) 品質管理
- (c) 問題・課題管理
- (d) リスク管理
- (e) 構成管理
- (f) 変更管理
- (g) 情報セキュリティ管理
- (h) コミュニケーション管理
- (i) 体制管理
- (j) 文書管理

(イ) 各種管理において用いる管理資料、報告資料、様式等

(3) 設計・構築実施計画書等に関するその他の作業

- (ア) 作業の管理に当たり、受注者は自らが担当する業務だけでなく、最高裁判所が担当する検討やレビューの状況、関係者との調整状況等の把握に努め、必要に応じて最高裁判所と協議の上、適切な対応を行うこと。

- (イ) コミュニケーションツールを活用し、感染症流行状況においても継続性の高い開発・保守・

運用体制を構築すること。最高裁判所とのコミュニケーション、情報共有についてもコミュニケーションツールを活用すること。

4.2. 設計・構築工程に入る前の本システムの要件定義書の修正、各種規約の作成

受注者は、受注者の提案等を踏まえ、別紙 1 の「本システム概要」並びに別紙 2 及び本仕様書 4.4 記載の作業等に関する認識の齟齬が生じないよう、本システムの要件定義書の内容について最高裁判所、本システムの関係機関、関係事業者等に確認及び協議を行い、その結果を反映した上で本システムの要件定義書の修正を行い、最高裁判所の承認を得ること。

なお、本システムの要件定義書の修正開始前に、最高裁判所との調整や協議が必要な事項及び受注者の提案等を踏まえ追記等が必要と考える事項について、一覧形式で取りまとめ、役割分担、期日及びアクションプランを明確化した上で最高裁判所に提出すること。

また、設計、構築に着手する前に、コーディング規約、データベース規約、クラウドサービス構築規約等の設計、構築で遵守すべきルールを定めた各種規約を作成し、最高裁判所の承認を得ること。

4.3. 事件管理システムとの連携インターフェース改修における設計、構築、テスト、移行

4.3.1. 設計

受注者は、令和 10 年 4 月の本システムの稼働開始以降に予定されている新規連携先システムの稼働に伴い必要となる本システム側の連携インターフェースの追加・削除等に係る基本設計、詳細設計を実施し、基本設計書、詳細設計書を更新のうえ、最高裁判所の承認を得ること。

(1) 基本設計

受注者は、本調達仕様書及び本システム概要書に基づき、機能設計（業務機能等）、システム方式設計（ソフトウェア構成、ネットワーク構成等の技術基盤設計等）等を行い、本システムの機能要件及び非機能要件を実現するための実現方式、ソフトウェア、ネットワーク等を定義し基本設計書を更新して、最高裁判所の承認を得ること。

基本設計書の記載内容は以下を想定しているが、具体的な目次構成については最高裁判所と協議の上で決定すること。

(ア) 機能設計

(イ) データベース設計

(ウ) 情報セキュリティ設計

(エ) 性能・拡張性・信頼性設計

(オ) ネットワーク設計

なお、本システムの設計にあたり、裁判所基盤や連携先事件管理システム等の関係システム担当者との調整が必要となる場合、あらかじめ調整すべき事項、内容を明らかにした上で、最高裁判所に調整依頼をすること。

(2) 詳細設計

受注者は、基本設計書に基づき、本システムを構成する各要素（ソフトウェア、ネットワーク等）を構築するためのプログラム設計、ER 図、テーブル設計を含む詳細設定やパラメータ等を定義し詳細設計書を更新して、最高裁判所の承認を得ること。

(3) 外部インターフェース仕様書の更新

受注者は、裁判所基盤や連携先事件管理システムとの連携を行うための外部インターフェース仕様書を作成すること。また、連携先の関係者等が外部連携について正確に把握でき、連携機能の構築や連携テスト等の実施を円滑に行えるような外部インターフェース仕様書を作成すること。

(4) ライフサイクルコストの考慮

受注者は、本システムの設計・構築から運用終了に至るまでの保守性を考慮して、基本設計及び詳細設計を実施すること。

(5) クラウドネイティブなシステム構成

本システムの設計・構築にあたっては、可能な限りクラウドネイティブなシステム構成を志向すること。また、Infrastructure as Code (IaC) を活用するなど、クラウドサービスの構成変更を効率的に実施できるよう配慮すること。

4.3.2. 構築

受注者は、連携インターフェースの追加・削除等に係る構築作業（インターフェース追加・削除等に係る設定変更含む）を実施すること。なお、構築作業の完了に伴い、構築作業完了報告書を最高裁判所に提出すること。

(1) 詳細設計書に基づいた構築作業

受注者は、「4.3.1 設計」で更新した詳細設計書に基づき、本システムを構成する各要素（ソフトウェア、ネットワーク等）の構築を行うこと。構築にあたっては、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や成果物等の確認方法を定め、最高裁判所の確認を受けること。

本システムの構築作業における留意事項を以下に示す。

(ア) 構築場所として、最高裁判所から許諾された場所でリモート作業を実施すること。

(イ) 構築作業で必要とする作業端末についても、最高裁判所から許諾された端末で実施すること。

(ウ) 本システムの構築は courts クラウド上で実施することとなるため、裁判所基盤事業者と必要な調整を適宜実施しながら作業を進めること。

4.3.3. アプリケーション開発

受注者は、本システムのアプリケーション開発に係る以下の作業を実施すること。なお、アプリケーション開発作業の完了に伴い、ソースプログラム一式（実行ファイル含む。）及び開発作業完了報告書を最高裁判所に提出すること。

(1) 詳細設計書に基づいたアプリケーション開発作業

受注者は、「4.3.1 設計」で更新した詳細設計書に基づき、本調達仕様書、要件定義書（確定版）に示す本システムの要件の実現に必要なアプリケーションの開発を行うこと。

4.3.4. テスト

受注者は本システムのテストに係る以下の作業を実施すること。

(1) テスト計画書の作成

(ア) 受注者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト方針やテスト実施体制図、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準、テスト結果に伴う改修・再テストの計画、品質基準（設計書に対するテストシナリオの網羅率、不良発生件数、不良密度等）等を記載した単体テスト計画書、結合テスト計画書及び総合テスト計画書を作成し、最高裁判所の承認を得ること。

(イ) テスト計画書の作成に当たり、本システムと裁判所基盤や連携先事件管理システムで連携して実施するテスト（結合テストの一環として実施する新執行倒産等システムとの疎通テスト（※図 1-4 本調達に係る作業スケジュール（案）参照））等の計画策定時は適宜裁判所基盤や連携先事件管理システム担当者と実施スケジュールやテスト内容等について協議・合意すること。

(2) テスト仕様書の作成

受注者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、上記(1)を基に、より詳細化・具体化したテスト計画書に更新するとともに、テストケース、使用するテストデータの内容等を記載した単体テスト仕様書、結合テスト仕様書及び総合テスト仕様書を作成し、最高裁判所の承認を得ること。

(3) 単体テスト

受注者は、単体テスト計画書及び単体テスト仕様書に基づき単体テストを実施し、そのテスト結果と分析結果を取りまとめた単体テスト実施結果報告書を最高裁判所に提出すること。

(4) 結合テスト及び総合テスト

- (ア) 受注者は、テスト計画書及びテスト仕様書に基づき結合テスト及び総合テストを実施し、そのテスト結果と分析結果を取りまとめた結合テスト実施結果報告書及び総合テスト実施結果報告書を最高裁判所に提出すること。
- (イ) それぞれのテスト計画書において設定した合否判定基準を全て満たしていたことを最高裁判所に認められた場合、受注者は、必要に応じて会議を開催し、当該工程の終了及び次の工程の開始について、最高裁判所の承認を得ること。

(5) テスト手順・データの再利用対策

受注者は、将来の保守や更改時における各テスト工程の合理化に資するため、それぞれのテストシナリオ、スクリプト、テスト用モジュール、テストデータ等を保存し、保守後等の動作確認等において、それらを一部改変して再利用できるようにすること。

4.3.5. 受入テスト支援

受注者は、受入テストに係る以下の作業を実施すること。なお、受入テストでは、実際に想定される業務シナリオに基づき、特定の裁判所職員にて本システムの機能・画面を操作し、業務実施可否等の検証を実施予定である。

(1) 受入テスト計画書（案）の作成

受注者は、最高裁判所が行う受入テストが定義された受入テスト計画書（案）を作成し、最高裁判所の承認を得ること。

(2) 受入テスト仕様書（案）の作成

受注者は、最高裁判所が行う受入テストが定義された受入テスト仕様書（案）を作成し、最高裁判所の承認を得ること。

(3) 受入テストの支援

- (ア) 受注者は、最高裁判所が受入テストを実施するにあたり、テスト環境や本番データに近いテストデータの整備等の支援を行うこと。
- (イ) 受入テストの結果、合否判定基準を満たさず、課題等がある場合、受注者は、当該課題箇所や最高裁判所からの指摘事項への対策を行うこと。特に、重大課題や他の工程に影響する課題、発生原因の分析等が必要な課題があった場合、受注者は、この課題を課題管理の対象とし、迅速に解決すること。
- (ウ) 受入テストの実施期間中、テスト実施者に対する問い合わせ窓口を設置し、テスト実施者からの問い合わせやインシデント連絡を電話・メール等で受付け、回答を行うこと。

4.3.6. 連携インターフェース切り替え作業

受注者は、連携インターフェースの改修後、各連携システムとの連携インターフェースを切り替える際に以下の作業を実施すること。

(1) 連携インターフェース切り替え支援計画書の作成

受注者は、連携インターフェースの切り替え作業を行うにあたり、連携インターフェースごとにその実施計画書を作成し、最高裁判所の承認を受けること。

(2) 連携インターフェース切り替え作業

受注者は、連携インターフェース切り替え支援計画書に基づき切り替え作業を実施し、その結果を取りまとめた連携インターフェース切り替え支援作業実施結果報告書を、連携インターフェースごとに最高裁判所に提出すること。

4.4. 法改正対応における設計、構築、テスト、改修

4.4.1. 要求事項

(1) 本システムの諸機能を損なわないこと。

(2) 裁判統計報告様式の改定等に伴い、次のとおり改修を行うこと。

ア 年表様式の改訂

別添 1 から 5 までに従い、本システムにおいて保持する年表様式を新設・改訂すること。

ただし、年表様式（文言、レイアウト等）、コード値、コード名称については、変更、追加、削減する場合がある。なお、チェック条件案は、改訂内容が決まり次第、最高裁判所が提示する。

イ テーブルデータの設定変更

既存の表様式及び各種条件データ等を利用して、本システムの表様式、チェック条件及び標準化等の各種テーブルデータの設定変更を行い、本システムを別添 1 から 5 までの裁判統計報告様式等に対応させること（本番適用まで含む。）。

ただし、表様式（文言、レイアウト等）、コード値、コード名称については、変更、追加、削減する場合がある。なお、チェック条件案は、改定内容が決まり次第、最高裁判所が提示する。

ウ 年度更新作業等

(ア) 本システムの年度更新処理を行い、令和 8 年年報から民事・行政、刑事、家事及び少年の全編について令和 9 年年報の様式ファイル及び集計条件テーブルデータを作成すること。

(イ) 別添 6 に基づき、アの様式ファイル及び集計条件テーブルデータを改定すること。

なお、法改正に伴う規則等の改正及び改正法の具体的運用方法により、別添 6 の内容に変更があった場合は、工程に大きな影響のない範囲において変更後の内容を同システムに反映させるものとする。

4.4.2. 設計、構築、テスト

4.3.1、4.3.2、4.3.3、4.3.4 及び 4.3.5 記載のとおり。

4.4.3. 改修

(1) 帳票テンプレート、表様式の各ファイル、各種条件及びコード表のテーブルデータ等の作成

ア 帳票テンプレート、表様式、各種条件（集計条件、エラー条件、標準化条件等）及びコード表データ等を本システムから抽出すること。

イ アで抽出した帳票テンプレート、表様式、各種条件及びコード表データ等（以下「各種ファイル等」という。）を利用して、本システムに導入する各種ファイル等を作成し、本システムの開発環境で動作検証を行う。各種条件データのうち、エラー条件について、既存のエラー条件への影響の有無を調査し、影響がある場合には、最高裁判所と修正内容を協議の上、既存のエラー条件を修正すること。

(2) 年度更新処理並びに表様式ファイル及び集計条件テーブルデータの作成

ア 本システムについて、年度更新処理を行い、令和 8 年年報の表様式ファイル及び集計条件テーブルから、民事・行政、刑事、家事及び少年全編について、イで使用する表様式ファイル及び集計条件テーブルデータを作成する。

イ アにより作成された表様式ファイル及び集計条件テーブルデータを基に、別添 6 の改定内容を反映した令和 9 年司法統計年報の表様式ファイル及び集計条件テーブルデータを作成する。

なお、法改正に伴う規則等の改正及び改正法の具体的運用方法により、別添 6 の内容に変更があった場合は、工程に大きな影響のない範囲において変更後の内容を本システムに反映させるものとする。

(3) システム間連携テストへの協力

本システムと連携する事件処理システムの法改正対応改修業者が、システム間連携テストを行う場合には、これに協力すること（時期・回数については現時点では不明）。

4.5. 定例会等の実施

(1) 事件管理システムとの連携インターフェース改修

ア 本システムの設計・構築・テスト・移行作業に関する進捗会議

受注者は、移行の完了までは、原則週 1 回以上、進捗報告書を用いて、設計・構築・テスト及び移行等に関する進捗状況及び障害対応状況について報告を行うこと。なお、会議において受注者の報告に際し必要な資料は、最高裁判所から指示がある場合を除き、受注者が準備するものとする。また、工程開始・完了時に開催される工程会議、必要に応じて適宜開催される仕様調整会議も含まれる。結果の報告については、議事録を作成し、速やかに提出すること。

イ 工程完了判定会議

受注者は各開発工程の完了にあたり、工程完了判定会議を開催し、最高裁判所の承認を得ること。なお、工程完了判定は当該工程で実施すべき事項が完遂していることを確認するために実施するものであり、特に成果物の完成度合や品質、次工程への申し送り事項の合意状況等を鑑み判定が行われることに留意し、当該会議における報告内容を検討し、最高裁判所の承認を得ること。また、受注者は当該会議に臨む前提として、「4 作業の実施内容」に示す役務の実施により作成する各種成果物に対し漏れなく最高裁判所の承認を得る必要があることに留意すること。なお、工程完了判定は以下の工程での実施を想定する。

- (ア) 基本設計
- (イ) 詳細設計
- (ウ) 構築・アプリケーション開発・単体テスト
- (エ) 結合テスト
- (オ) 総合テスト
- (カ) その他移行に向けた準備（受入テスト等）

ウ 関係業者調整会議

受注者は、裁判所基盤や連携先事件管理システム等との各種調整が行われる会議（本システムに関して、最高裁判所と対象システムを担当する関係者や各事業者との調整のために開催される各種打合せも含む。）を必要に応じて、随時開催すること。

(2) 法改正対応

受注者は、最高裁判所との間での本作業に関する進捗確認及び成果物案等の共同レビューのため、本作業期間中、原則として、週 1 回程度、最高裁判所との間で定例会議を行うこと。なお、受注者の報告に際し必要な資料は、最高裁判所から指示がある場合を除き、受注者が準備するものとする。また、月次報告の結果については、議事録を作成し、速やかに提出すること。

4.6. 各種管理情報の提出

受注者は、次に掲げる項目について、必要に応じて、適宜様式を定めた上で適時に内容を記載の上、提出すること。

(1) ハードウェアの管理

情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期

限等

(2) ソフトウェアの管理

情報システムを構成するソフトウェア製品の名称（エディションを含む。）、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等

(3) 外部サービスの管理

情報システムを構成するクラウドサービス等の外部サービスの外部サービス利用形態、使用期間等

(4) 公開ドメインの管理

情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS 名、有効期限等

(5) 取扱情報の管理

情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等

(6) 情報セキュリティ要件の管理

情報システムの情報セキュリティ要件

(7) 指標の管理

情報システムの運用及び保守の間、把握すべき KPI 名、KPI 分類、計画値等の案

(8) 各データの変更管理

情報システムの運用及び保守において、上記の各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目

(9) 作業実績等の管理

情報システムの運用及び保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由

(10) スケジュールや工数等の管理

役務を伴う調達案件については、PJMO の求めに応じ、スケジュールや工数等の計画値及び実績値

4.7. 成果物等

受注者が本調達において最高裁判所へ納入する必要のある成果物等、提示期限、納入期限及び納入方法について以下に示す。

(1) 成果物等

表 4-1 成果物等一覧

No	成果物等名	種類	提示期限※	納入期限
1	設計・構築実施計画書	提出物	契約締結後 10 開 庁日以内	令和 10 年 3 月 31 日
2	設計・構築実施要領	提出物		
3	設計・構築実施要領に基づく管理資料	提出物		
4	要件定義書（確定版）	成果物	設計開始前	
5	基本設計書（最新版）	成果物	設計完了時	
6	詳細設計書（最新版）	成果物		
7	外部インターフェース仕様書（最新版）	成果物		
8	構築作業完了報告書	成果物	構築完了時	
9	開発作業完了報告書	成果物	開発完了時	
10	単体テスト計画書	成果物	テスト開始前	
11	単体テスト仕様書	成果物		
12	単体テスト実施結果報告書	成果物	テスト完了時	
13	ソースプログラム一式（実行ファイル含む。）	成果物		
14	結合テスト計画書	成果物	テスト開始前	
15	結合テスト仕様書	成果物		
16	結合テスト実施結果報告書	成果物	テスト完了時	
17	総合テスト計画書	成果物	テスト開始前	
18	総合テスト仕様書	成果物		
19	総合テスト実施結果報告書	成果物	テスト完了時	

No	成果物等名	種類	提示期限※	納入期限
20	受入テスト計画書（案）	成果物	受入テスト実施前	令和 9 年度分につき令和 10 年 3 月 31 日、令和 10 年度分につき令和 10 年 10 月 31 日
21	受入テスト仕様書（案）	成果物		
22	帳票テンプレート、表様式の各ファイル、各種条件及びコード表のテーブルデータ	成果物		
23	令和 9 年度年報ファイル	成果物		令和 10 年 3 月 31 日
24	進捗報告書	提出物	定例会議開始前	令和 9 年度分につき令和 10 年 3 月 31 日、令和 10 年度分につき令和 10 年 10 月 31 日
25	進捗報告議事録	提出物	定例会議後 5 開庁日	
26	連携インターフェース切り替え支援計画書	提出物	切り替え作業前	令和 10 年 10 月 31 日
27	連携インターフェース切り替え支援作業実施結果報告書	成果物	切り替え作業完了時	

※ 各成果物等については、当該成果物等を作成する工程の工程完了判定の実施前までに、最高裁判所の指摘修正結果を含めて最高裁判所の承認が得られていること。

(2) 納入方法

(ア) 成果物等の数量

電磁的記録媒体（最高裁判所が指定するもの） 2 部

なお、納入の際に当該電磁的記録媒体に含まれる成果物等の一覧表を添付すること。

(イ) 成果物等の使用言語

日本語

(ウ) 成果物等の用語の定義等

用語の定義は共通フレーム 2013 に従うこととし、成果物等中に共通フレーム 2013 に定義されていない用語を用いる場合には、用語の定義を明記すること。成果物等の作成にあたっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど、平易な記載とすること。

(エ) 成果物等の書式等

電磁的記録媒体の記録方式は、Microsoft Windows 11 において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

- (a) Microsoft 365 Apps (Excel)
- (b) Microsoft 365 Apps (Word)
- (c) Microsoft 365 Apps (PowerPoint)
- (d) Adobe Acrobat Reader (Continuous 版)

なお、書面及び図表等の電子データのファイルは、簡潔で一義的に理解できる体系的なファイル名とし、上記 Excel、Word、PowerPoint の形式によるファイルのほか、PDF ファイル化できるものについては、PDF の形式による同ファイルも添付すること。

(オ) 成果物等の納入等

受注者は、上記(1)の成果物等につき、最高裁判所が適切な時期に内容確認を行うことができるようにするため、納入期限の前であっても、監督職員の求めに応じて、最高裁判所に提出すること。この場合の成果物等の提出時期の目途については、監督職員と受注者が協議して決定すること。

(カ) 成果物等の納入場所

東京都千代田区隼町 4 番 2 号 最高裁判所

(キ) 検査の完了

最高裁判所が成果物に不備がないことを確認し、その旨の通知をした日を以て、検査の完了とする。

4.8. その他

グリーン購入法に定める特定調達品目については、最新版の「グリーン購入の調達者の手引き」による各特定調達品目の「判断の基準」を満たすこと。

5. 作業の実施体制・方法

5.1. 作業実施体制

本業務の実施にあたり、最高裁判所が想定する作業実施体制を以下に示す。受注者は表 5-1 に示す各役職（全体責任者、プロジェクトマネージャ及びシステム構築・改修作業責任者）の配置を必須としたうえで、本調達仕様書で求める各種作業を円滑かつ効率的に遂行可能と考える最適な体制を受注者にて提案し構築すること。なお、表 5-1 では事件管理システムとの連携インターフェース改修チーム及び法改正対応チーム（以下「改修等チーム」という。）を想定として記載しているが、上記のとおりチーム構成は提案に委ねるものとする。また、受注者は本業務の成功（「1.3 調達目的及び調達の期待する効果」に記載された内容の実現）に責任を持つ者を全体責任者として 1 名定め、体制に含めること。なお、各種作業の内容は「4 作業の実施内容」を参照すること。

表 5-1 作業実施体制（想定）における各役職・チームに求める役割

No	役職・チーム	求める役割
1	全体責任者	本業務に対する成功責任を有し、本業務の遂行に不測の事態が発生した場合において、最高裁判所に説明責任を持つこと。 必要に応じて各種リソース（追加要員やコスト等）を本業務へ投入する等、本業務を確実に推進させるために必要な事項を自らの判断で実行すること。
2	プロジェクトマネジメントチーム	本業務全体のマネジメント（進捗管理、品質管理、問題・課題管理、リスク管理等）を担い、本業務の実行責任を持つチームであること。 作業チーム全体を統括し、チーム間の認識齟齬の防止、各作業チームを跨った品質基準の策定と当該基準に基づく品質管理（作業チームへの是正指示含む。）等に責任を持つこと。 本業務の進捗・品質等に不測の事態が発生した場合において、各作業チームを巻き込み、主体的に解決策の導出から問題の解決を行うこと。 既存の体制や要員等のリソースでは計画どおりの業務遂行が困難と判断される場合に、全体責任者に対してリソース増強等のエスカレーションを行うこと。 最高裁判所への説明責任を持つ担当者（プロジェクトマネージャ）を 1 名定めること。
3	事件管理システムと	設計・構築・テスト・移行・改修の実施に責任を有し、本業務を円滑

No	役職・チーム	求める役割
	の連携インターフェース改修チーム	かつ確実に遂行するために必要なチームを組成すること。 チーム内の作業全体を管理・推進する責任者（システム構築・改修作業責任者）を 1 名配置すること。 責任者とは別に担当の作業管理を実施する担当リーダを配置すること。 担当範囲に係る各種仕様を正確に把握した上で、設計・構築・テスト・移行・改修の内容が整合したものであることを網羅的に確認し品質を担保すること。
4	法改正対応チーム	設計・構築・テスト・改修の実施に責任を有し、本業務を円滑かつ確実に遂行するために必要なチームを組成すること。 チーム内の作業全体を管理・推進する責任者（システム構築・改修作業責任者）を 1 名配置すること。 責任者とは別に担当の作業管理を実施する担当リーダを配置すること。 担当範囲に係る各種仕様を正確に把握した上で、設計・構築・テスト・改修の内容が整合したものであることを網羅的に確認し品質を担保すること。

(1) 作業実施体制構築時の留意事項

(ア) 業務の実施にあたり、速やかに実施体制表を作成し、最高裁判所の承諾を得ること。実施体制表には全体を統括する全体責任者の氏名、所属、担当業務、指揮命令系統及び連絡先を記載すること。

(イ) プロジェクトマネージャは受注者の最高裁判所開庁時間内において、最高裁判所から連絡が受けられる環境を整備すること。

(ウ) 本調達における各作業に応じ、受注者にて適切なチーム編成を採用すること。

(エ) チームメンバの兼任は認めるが、技術的な特性や情報共有の円滑化の観点から、合理的なチーム編成とすること。ただし、プロジェクトマネージャ及び改修等チームにおける各システム構築・改修作業責任者の三つの役割の兼任は不可とする。

(オ) 各担当の定義及び分担については、最高裁判所に提案の上、最高裁判所の承諾を以て

変更を可能とする。特に全体責任者、プロジェクトマネージャ及び各責任者については、同等の能力を持つ者が直ちに業務を引き継ぐことができるような体制とすること。

5.2. 作業要員に求める資格等の要件

本業務の作業要員は、本作業の履行が確実に行われるよう、本作業の全期間に渡って、以下に示す本作業の実施に必要となるスキル、経験を有した受注者側の要員を確保、作業体制を構築すること。

なお、本調達に係る作業の履行期間中において、最高裁判所が受注者の技術力・知識・体制等について不十分であると判断した場合には、受注者は最高裁判所との協議の上、受注者側の負担と責任での対応を行うこと。

(1) 全体責任者の要件

(ア) 必要とされる資格

なし

(イ) 実務実績

本業務の全体責任者に求められる役割と同等の役割としての業務経験を有すること。

(2) プロジェクトマネージャの要件

(ア) 必要とされる資格

以下のいずれかの資格を有すること。

(a) プロジェクトマネージャ（IPA）

(b) PMP（Project Management Professional）（PMI）

(イ) 実務実績

本業務のプロジェクトマネージャに求められる役割と同等の役割として、以下の実務実績を有すること。

(a) クラウドサービス上でのデータマネジメント基盤のシステム構築プロジェクト及びクラウドサービス上でデータを用いた帳票の作成及びデータの分析・可視化機能を提供するシステム構築プロジェクトに係るプロジェクト管理経験を有すること。なお、該当するプロジェクト管理経験の対象となるプロジェクト・システムについては以下の条件を満たすこと。なお、下記①②は同一案件が望ましいが別案件における業務実績でも問題ない。

① 本業務と同等以上の作業規模（構築部分のみで 500 人月超）

② クラウドサービス上に構築されたシステムであり、大部分の機能がマネージドサービスで実現されていること

(ウ) 配置条件

受注者の社員かつ本業務に専任で配置することが望ましい。なお、兼任する場合は、作業の繁忙に応じて作業の遂行に必要な作業工数を確保した作業計画を策定し最高裁判所に

事前合意を得ること。

(3) 改修等チームにおける作業責任者の要件

(ア) 必要とされる資格

以下の資格を有すること。

(a) クラウドサービスの認定資格（中級レベル以上）

（例：AWS Certified Solutions Architect – Professional

Microsoft Certified: Azure Solutions Architect Expert

Designing and Implementing Microsoft DevOps Solutions (AZ-400

Azure Administrator Associate (AZ-104))

また上記に加え、プロジェクトの管理・推進に係る以下のいずれかの資格を有することが望ましい。

(b) プロジェクトマネージャ（IPA）

(c) PMP（Project Management Professional）（PMI）

(イ) 実務実績

事件管理システムとの連携インターフェース改修作業責任者に求められる役割と同等の役割として、以下の実務実績を有すること。

(a) クラウドサービスと同一のサービスに係る基本設計や詳細設計、構築、アプリケーション開発、単体/結合/総合/受入テスト等の本業務で想定される一連の作業に関わった経験を過去 5 年以内に有すること（複数プロジェクトに跨って当該経験を網羅することも可とする。）。

(ウ) 配置条件

受注者の社員かつ本業務に専任で配置することが望ましい。なお、兼任する場合は、作業の繁忙に応じて作業の遂行に必要な作業工数を確保した作業計画を策定し最高裁判所に事前合意を得ること。

(4) 改修等チーム作業者の要件

システム構築・改修作業チームの作業者に求める要件を以下に示す。なお、以下に示す要件について、具体的に言及された技術要素（クラウドサービス及び情報セキュリティ）に係る作業者全員が満たすことを求めるものではなく、各技術要素において当該技術要素に係る作業者のうち少なくとも一人が満たすことを求めるものである。また、クラウドサービスの設計・構築・テストに係る作業者については、必要とされる資格が複数あることから、複数人で当該要件を満たすことも可とする。

(ア) 必要とされる資格

(a) クラウドサービスの設計・構築・テストに係る作業者

・クラウドサービスの認定資格（中級レベル以上）

(例 : Azure Administrator Associate (AZ-104)

Windows Server Hybrid Administrator Associate (AZ-800)

Windows Server Hybrid Advanced Services の構成 (AZ-801))

・データベーススペシャリスト (IPA)

(b) 情報セキュリティの設計・構築・テストに係る作業者

・情報処理安全確保支援士 (IPA)

(イ) 実務実績

(a) クラウドサービスの設計・構築・テストに係る作業者

クラウドサービス (Azure) に係る基本設計や詳細設計、構築、単体/結合/総合/受入テスト等の本業務で想定される一連の設計・構築・テスト等作業に関わった経験を過去 5 年以内に有すること (複数プロジェクトに跨って当該経験を網羅することも可とする。) 。

(b) 情報セキュリティの設計・構築・テストに係る作業者

他システムと共用のクラウドで構築された共通プラットフォーム上で稼働するシステムに係る設計・構築・導入・検証における情報セキュリティ管理の業務経験を、過去 5 年以内に有すること (複数プロジェクトに跨って当該経験を網羅することも可とする。) 。

5.3. 作業場所

本業務については、原則としてリモート作業とし、作業場所については受注者で確保すること (定期的に最高裁判所内に受注者の作業場所は確保しない。) 。また、リモート作業においても受注者が必要とする作業場所、設備 (本調達仕様書で定めるセキュリティ要件を満たす運用保守端末含む) 、備品、消耗品等については、受注者の責任において用意すること。ただし、最高裁判所など機器設置場所で実施が必要な作業が発生する場合、作業場所に関してはその限りではない。その際、最高裁判所内で作業場所を確保する必要がある場合には、作業場所について最高裁判所の指示に従うこと。

5.4. 作業の管理に関する要領

受注者は、本業務全般に係る作業の実施にあたり、PMBOK (Project Management Body of Knowledge) 又はこれに類するプロジェクト管理体系に準拠したプロジェクト管理を行うこと。なお、各種管理要領ファイルは「4.5 定例会等の実施」に記載の報告資料と併せて最高裁判所と共有し、適宜報告・相談の上で作業を実施すること。

(1) 進捗管理

本業務において実施する各作業に対する進捗管理方法及び遅延発生時のリカバリ方法を進捗管理要領として整備し、これに基づき実施すること。

(2) 品質管理

本業務の作業において、品質基準（障害件数、障害収束度等）、品質管理方法等を品質管理要領として整備し、これに基づき実施すること。

(3) 問題・課題管理

本業務において生ずる様々な課題・問題の管理に必要な事項を定め、問題・課題管理要領として整備し、これに基づき実施すること。

(4) リスク管理

本業務において生ずるリスクの洗い出し、評価、アクションプランの立案、モニタリングの手順について必要となる事項を定め、リスク管理要領として整備し、これに基づき実施すること。

(5) 構成管理

本業務で必要となるリソース（クラウドサービス、ハードウェア、ソフトウェア、設計書等）につき、適切に構成を管理するために、その管理手順を定め、構成管理要領として整備し、これに基づき実施すること。

(6) 変更管理

本業務の成果物等に対する変更管理手順をビルドやリリースの手順も含めて定めること及び連携先システムの改修等の外部要因で変更が生じた場合の協議方法を変更管理要領として整備し、これに基づき変更管理を実施すること。

(7) 情報セキュリティ管理

本業務で管理する情報資産を明確にし、また、統一的な取扱方法を明確にすることで、脅威や攻撃者から保護するためのセキュリティに関する実施プロセスの手順について、必要となる事項を定め、情報セキュリティ管理要領として整備し、これに基づき実施すること。

(8) コミュニケーション管理

本業務を遂行するに当たり、各ステークホルダとのコミュニケーション実施方法について、その実施プロセスを規定し、コミュニケーション管理要領として整備し、これに基づき実施すること。

(9) 体制管理

本業務を遂行するに当たり、設計・構築作業体制、運用保守作業体制の管理手法及び遅延発生時のリカバリ方法を定め、これに基づき実施すること。

(10) 文書管理

本業務を遂行するに当たり、作成及び入手した各種文書等の管理方法について電磁的記録媒体で管理する方法と紙媒体で管理する方法に分けて定め、これに基づき実施すること。

6. 作業の実施に当たっての遵守事項

6.1. 機密保持、資料の取扱い

(1) 受注者及び本業務における作業従事者（再委託先及びその作業従事者を含む。）は、本業務の全期間及び本業務終了後、本業務に関連して知り得た情報（公知の情報を除く。）について、いかなる場合にもこれを第三者に漏らしてはならず、本業務の目的以外に利用してはならない。受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者へ開示する必要がある場合には、事前に最高裁判所と協議の上、承諾を得ること。また、機器、プログラム、データ、文書等については、最高裁判所の許可なく最高裁判所の庁舎内から持ち出してはならない。

(2) 最高裁判所等の有するシステムの機能、構造、物品等の設置場所、裁判所の運営上危機を招く恐れがある一切の事項及び最高裁判所等が開示した資料のうち、最高裁判所等が受注者以外に公開することが適切でないと指定したものについても守秘義務を負う。

(3) 受注者は、総業務期間内の機器交換及び機器撤去後のタイミングにおいて、対象機器が保持している情報を全て消去すること。また、消去方法について、原則として、物理的又は磁気的な破壊ではなく、データ消去ソフトウェア等を用いて行うこと。また、ハードディスクドライブのデータ消去方式については、以下の（ア）～（エ）に示すいずれかの方式で行い、消去後も利用できるようにすること。ただし、ハードディスク不良等の理由によりデータ消去ソフトウェアを用いることができない等、ソフトウェアによる消去方法を採用することができない場合には、最高裁判所と協議の上、物理的又は磁気的な破壊も可能とする。

（ア）米国陸軍方式（AR380-19）

（イ）米国国家安全保障局方式（NSA）

（ウ）NCSC 方式（NCSC-TG-025）

（エ）米国国防総省方式（DoD5220.22-M）

データ消去作業完了後速やかに、データ消去に関する作業完了報告書を最高裁判所に提出すること。なお、データ消去に関する作業完了報告書にはデータ消去完了証明書（消去用ソフトウェアから出力されるレポート等、対象機器ごとに消去方法及び消去結果を客観的に確認できるもの）を添付すること。ただし、物理破壊の方法をとった機器については、破壊証明書及び破壊後のハードディスク等の写真を添付すること。おって、各証明書の記載事項として、本体及びハードディスクのシリアル番号等を記入すること。

- (4) 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法を用いて、業務用に保持している全ての情報（最高裁判所内で保管しているものを除く。）について 速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。
- (5) 上記に示した事項が適切に講じられていることを確認するため、最高裁判所は受注者に遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて最高裁判所による作業場所等の実地調査を実施できるものとする。

6.2. 個人情報の取扱い

- (1) 受注者は、個人情報の取扱いに関する事項について、最高裁判所と協議の上決定し、書面で提出すること。また、個人情報の適切な取り扱いを図るための責任者を選任して、併せて報告を行うこと。なお、個人情報の取扱いについては、最高裁判所が定める要綱等に準拠すること。
- (2) 受注者は、個人情報を複製する場合には、事前に承諾を得ること。ただし、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容を絶対に復元することができないように廃棄・消去を実施すること。なお、廃棄作業が適切に行われたことを確認し、その保証をすること。
- (3) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、最高裁判所に事案が発生した旨、被害状況、及び復旧等の措置等について報告すること。
- (4) 個人情報の適正な取り扱いが行われなかった場合は、最高裁判所は、受注者に対して本業務の契約解除することができる。

6.3. 法令等の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、本調達仕様書に記載のほか各種関係法令を遵守すること。

6.4. 標準ガイドラインの遵守

本業務の実施に当たり、次の指針、ドキュメントを踏まえて行うこと。また、これらの指針等が改版された場合には、改版された指針等を踏まえて行うこと。

- (1) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和 7 年 5 月 2 7 日 デジタル社会推進会議幹事会決定、同ガイドラインに関連する指針類の文書を含む。）

6.5. その他文書、標準への準拠

本業務の実施に当たり、次の指針、ドキュメントを踏まえて行うこと。またこれらの指針等が改版された場合には、改版された指針等を踏まえて行うこと。

- (1)「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和 7 年 6 月 2 7 日 サイバーセキュリティ戦略本部）
- (2)「裁判所の保有する情報及び情報システムの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 27 日 総長通達）
- (3)「情報セキュリティに関する対策基準について」（令和 7 年 1 月 3 1 日付け最高裁デ審第 1 0 号デジタル審議官通達）
- (4)「情報セキュリティに関する対策基準の運用について」（令和 7 年 1 月 3 1 日付け最高裁デ審第 1 1 号デジタル審議官通知）

6.6. 規定等の説明等

以下に示す規則の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、以下に示す規則は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- (1)「裁判所の保有する情報及び情報システムの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 27 日 総長通達）
- (2)「情報セキュリティに関する対策基準について」（令和 7 年 1 月 3 1 日付け最高裁デ審第 1 0 号デジタル審議官通達）
- (3)「情報セキュリティに関する対策基準の運用について」（令和 7 年 1 月 3 1 日付け最高裁デ審第 2 号デジタル審議官通知）

6.7. 情報システム監査

- (1) 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、最高裁判所が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、最高裁判所が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること（最高裁判所が別途選定した事業者による監査を含む。）。
- (2) 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を最高裁判所と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

6.8. 情報セキュリティの管理体制について

- (1) 本システムの設計・構築、運用・保守工程において、最高裁判所の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) 最高裁判所の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を最高裁判所との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。また、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。
- (3) 本システムに最高裁判所の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、最高裁判所と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注元から要求された場合には提出させるようにする等）また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を主管課との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。
- (4) 本システムの開発・構築等の各工程において、情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。
- (5) セキュリティ関連のテストの実施結果が確認できること。脆弱性検査については、「デジタル庁政府情報システムにおける脆弱性診断ガイドライン」の実施基準を満たすように、脆弱性診断の実施、検出された脆弱性への対応を行うこと。また、脆弱性検査の終了時には実施内容及び結果を脆弱性検査結果報告書に取りまとめること。
- (6) 本システムの開発環境、本番環境、検証環境を分離し、各環境で取扱う情報の機微性等に応じてアクセス制御等必要なセキュリティ対策を実施すること。
- (7) 政府情報システムにおいて含有されやすいセキュリティ上の問題点を下表に示す。各項目に対して漏れなく対応すること。

表 6-16-1 政府情報システムにおいて含有されやすいセキュリティ上の問題点

No.	要因	セキュリティ上の問題点
1	認証管理不備	共用アカウントが使用される際に、利用者特定の仕組みや取扱いに関するルールが整備されていない

No.	要因	セキュリティ上の問題点
		推測されやすい脆弱なパスワードが使用されている 認証情報がファイル等に平文で書かれている
2	アクセス制御不備	必要な強度の認証が行われていない ネットワーク、システムへのアクセス制限が実施されていない アクセス権付与が必要最小限とされておらず、過剰である
3	暗号化不備	重要情報が流れる各機器間の通信経路において、必要な暗号化が実施されていない
4	資産管理、脆弱性管理不備	利用しているソフトウェアや機器の状態を把握していない (最新状態を維持できていない) OS やミドルウェア、ファームウェア等の脆弱性対策が適切に実施されていない
5	Web アプリケーションの脆弱性	SQL インジェクション、クロスサイトスクリプティング等の初歩的な Web アプリケーションの脆弱性が存在している パラメータ改ざんにより、本来アクセスできないデータを操作できるなどの脆弱性が存在している
6	ログ管理不備	ログ取得の範囲が目的に応じて定められていない（必要なログが取得されていない） 定期的なログの点検又は分析が実施されていない
7	外部委託の管理不備	外部委託に係る契約に、遵守事項で定める委託先の情報セキュリティ対策が含まれていない 外部委託に係る契約に基づき、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認していない

6.9. セキュリティ要件

本業務において「6.5 その他文書、標準への準拠」に記載の指針、ドキュメントに基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本調達に係る作業を実施するものとする。

なお、同基準が改正された際には、改正後の基準を順守すること。

- (1) 受注者は、貸与された紙媒体及び電磁的記録媒体の取扱いについて十分注意を払い、最高裁判所の許可なく複製又は持ち出してはならない。
- (2) 貸与された紙媒体及び電磁的記録媒体の複製可能な電子機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合は、事前に最高裁判所の許可を得ること。

- (3) 受注者は、プログラム、データ等については許可なく外部に持ち出し又は外部からアクセスできる状態で置かないこと。なお、最高裁判所の所有外の物品等を作業実施場所へ持ち込み、又は作業実施場所から持ち出す場合は、事前に最高裁判所の承諾を得ること。持ち込み及び持ち出した情報等については、おって管理簿等により一元的に管理すること。
- (4) 受注者は、本業務に関連する業者とのデータ等の授受については、原則として最高裁判所が調整するため、最高裁判所の許可なく直接業者間で連絡しないこと。
- (5) 本業務を履行するために貸与された情報は、本業務以外の目的で使用してはならない。また、最高裁判所からの請求があった場合又は総業務期間満了時に速やかに最高裁判所に返却し、最高裁判所の確認を受けること。
- (6) 受注者は、貸与された紙媒体や電磁的記録媒体等の物品を自己の故意又は過失によって滅失又は毀損した場合には、最高裁判所に対し、修理、代替品による補填又は生じた損害の賠償を行わなければならない。
- (7) 受注者は、本調達に係る作業を実施する全ての関係者に対し、最高裁判所に関連する情報を私物パソコン及び私物媒体（USB メモリ等）に保存し、又は本調達における作業を私物パソコンにより実施してはならない。
- (8) 受注者及び再委託先の責に起因するセキュリティインシデント
- ア 受注者及び再委託先の責に起因するセキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、受注者は、最高裁判所に直ちに報告しなければならない。また、その事故の損害に対する賠償等の責任について、当該再委託先の責に起因する事故であっても、受注者の責任は免れ得ない。なお、受注者は、本調達に係る作業中及び「7.2 契約不適合責任」に定める契約不適合責任の期間中において、受注者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、受注者の責任及び負担において、次の事項を速やかに実施するものとする。
- イ 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、承諾を得たうえで実施すること。
- ウ 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、提出して承諾を得ること。
- エ 再発防止対策を立案し、承諾を得た上で実施すること。
- (9) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、指示に基づく措置を実施すること。

(10) 受注者は、最高裁判所のサーバ室及びデータセンタに立ち入る必要がある場合には、「最高裁判所サーバ室の運用要領」及び「最高裁判所データセンタの運用要領」に準拠すること。

(11) 受注者は、最高裁判所で本調達に係る作業を実施する場合には、事前に立入日時及び作業をする者の氏名を届けて、最高裁判所の承認を得ること。

7. 成果物等の取扱いに関する事項

7.1. 知的財産権の帰属

(1) 成果物等に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含め、成果物等を最高裁判所に提出した時に最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン及び資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所及び最高裁判所が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。

(2) 受注者は、最高裁判所の書面による同意がない場合、本件業務において発生した著作物について、著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 本件業務において第三者が有する知的財産権を利用する場合、出典を明らかにするとともに、著作権等の了解を得るなど、受注者の責任において解決すること。

(4) 納品される成果物等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受注者は、既存著作物の仕様に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

7.2. 契約不適合責任

(1) 最高裁判所は、成果物の納入後に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取り換え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

- (2)納入された成果物に契約不適合がある場合、最高裁判所は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第 563 条 2 項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
- (3) (1) 及び(2)の規定は、民法 415 条の規定による損害賠償の請求並びに第 541 条及び第 542 条の規定による解除権の行使を妨げない。
- (4) 契約不適合のうち種類又は品質についての(1)から(3)までの権利は、成果物の納入後、1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。
- (5) 成果物ごとに納入期限を設定した場合において、(4) の期間内に契約不適合とされた成果物に関連する他の成果物については、(4) の期間経過後であっても、受注者において必要な修正を行うこと。

8. 入札参加資格に関する事項

8.1. 公的な資格や認証等の取得

- (1) 受注者は、「ISO 9001:2015」又は「JIS Q 9001:2015」に基づく品質マネジメントシステム（QMS）若しくは CMM/CMMI レベル 3 以上の認証を受けていることを最高裁判所に対し、認証登録証の写しなどにより疎明できること。受注者において部署ごとにこれらの認証を受けている（又は第三者に委託する）場合には、本作業の担当部署（第三者委託先を含む。）が認証を受けていることを最高裁判所に対し、認証登録証の写しなどにより疎明できること（ただし、ハードウェア提供部分を第三者委託する場合を除く。）。
- (2) 受注者は、「ISO/IEC27001」又は「JISQ27001」に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていることを最高裁判所に対し、認証登録証の写しなどにより疎明できること。受注者において部署ごとにこれらの認証を受けている（又は第三者に委託する。）場合には、本作業の担当部署（第三者委託先を含む。）が認証を受けていることを最高裁判所に対し、認証登録証の写しなどにより疎明できること（ただし、ハードウェア提供部分を第三者委託する場合を除く。）。

8.2. 受注実績

本業務と同等以上の規模のシステム設計、構築実績及び運用実績を有することが望ましい。本業務の規模については、「別紙 1 本システム概要」を参照すること。

本業務において扱うクラウドサービスを用いたシステム設計・構築の業務実績を有すること。
本システムのクラウドサービスの要件については、「別紙 1 本システム概要」を参照すること。

8.3. 入札制限

調達上の公平を期すため、本システムの構築に係る工程監理業務等の案件の受注者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）は、本調達の入札手続に参加することはできない。また、本調達の受注者及びその関連事業者は、本システムの構築に係る工程監理業務等の案件の入札手続に参加することはできない。工程監理業務の調達は本調達仕様書作成時点では確定していないため、応札時に必要に応じて本システムの構築に係る工程監理業務の調達予定について最高裁判所に確認すること。

9. 再委託に関する事項

- (1) 受注者は、本業務の全部又は主たる部分（事件管理システムとの連携インターフェース追加及び法改正対応における設計・構築実施計画業務、移行計画業務、プロジェクト管理業務等）を再委託してはならない。
- (2) 受注者は、合理的な理由及び必要性により本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ、再委託の相手方の商号又は名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額等について記載した書面（以下「再委託に関する書面」という。）を最高裁判所に提出し、承認を受けること。
- (3) 受注者は、再委託の相手方の変更又は追加等を行う必要が生じた場合、上記と同様に再委託に関する書面を最高裁判所に提出し、承認を受けること。
- (4) 受注者は、機密保持、納入成果物等の取扱いに関する事項等、本調達仕様書において定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、再委託をする場合、最終的な責任は受注者が負うこと。
- (5) 本業務の一部を再委託等する場合においても、全体責任者は受注者が行うこと。
- (6) 受注者は、再委託する相手方を適切に管理・監視し、作業を完遂させる責任を負うとともに業務遂行能力や契約条項の遵守状況について継続的に確認できる体制を整備すること。

10. その他特記事項

10.1. 前提条件等

- (1) 本調達仕様書（別紙資料を含む。）の内容及び解釈について疑義が生じた場合は、最高裁判所に確認すること。また、本調達仕様書に記載のない事項に係る作業が生じた場合には、最高裁判所、受注者双方の協議の上で対応を決定するものとする。
- (2) 利用するクラウドサービス等は本調達の総業務期間終了日まで提供が可能であること。ただし、やむを得ない事情があり、サービス提供が廃止され、提案サービスが調達できない場合は、当初提案したサービス等と同等以上のサービス等に交換すること。また、ソフトウェアは、同期間の保守（原則としてメーカーサポートを含む。）が可能であること。
- (3) 本調達の契約において、受注者が提案する製品・サービスの提供元と最高裁判所との直接契約が必要となる場合には、当該契約の情報（契約が必要となる製品・サービス、契約の相手方、契約条項等）をあらかじめ最高裁判所に示し、承認を得ること。なお、当該製品・サービスの利用料金についても本契約の契約金額に含めることとし、最高裁判所は、当該製品・サービスの提供元に対し、別途の支払は行わない。また、最高裁判所からの求めに応じて、当該契約における免責事項、ベンダーロックインの懸念、サービス変更時を想定したデータの中立性の確保等の留意点を整理の上で、必要な対策を実施すること。
- (4) 受注者は、契約期間中に最高裁判所からシステム監査、セキュリティ監査等の要請があった場合は、受諾すること。また、会議、監査、アンケート、調査、問合せ回答等のため、最高裁判所から資料作成依頼、情報提供依頼等があれば支援すること。

10.2. その他

(1) 作業上の留意事項

- ア 本システムの設計の結果、採用された技術及び製品の全てに精通し、各製品ベンダの問合せ及び回答のみに頼ることなく、専門的な見地から一次回答及び一次対応を実施できる体制を構築し、本調達に係る各業務を実施すること。
- イ 本業務においては、裁判所職員の業務への影響を最小限に止めるよう配慮のうえ作業を実施すること。

- ウ 最高裁判所に報告や案の提示を行う際は、別途最高裁判所が指示する場合を除き、原則として文書、図画等によって行うこと。また、設計・構築等の作業に関連して生じる課題を解決するにあたり、最高裁判所に対して随時必要な支援を行うこと。
- エ 本調達に係る作業を行うにあたり、運用中の機器・ソフトウェアの操作等において機器・ソフトウェア賃貸借事業者の支援が必要な場合、また、作業中の障害発生等については受注者の負担と責任において、機器・ソフトウェア賃貸借事業者との調整を行い、作業スケジュールに影響の無いよう対処すること。
- オ 本業務に必要となる情報のうち、現行システムの設計・構築における成果物からは確認できない情報（以下「不足情報」という。）が存在した場合、受注者は、必要に応じ、最高裁判所と協議のうえ、現行システムの運用保守事業者に不足情報に関する補充調査依頼を実施し、調査結果を本業務に反映すること。
- カ 作業を実施する際は、最高裁判所に作業計画の承認を得たうえで作業を実施すること。また、作業実施後は速やかに最高裁判所に作業結果を報告し、承認を得ること。

(2) 業務上の特記事項

- ア 本業務の実施に当たり、十分な協議を行うこと。
- イ 受注者は、本業務中、最高裁判所から質問事項に対する回答、検査及び資料の説明を求められた場合には、適切に応じること。
- ウ 本業務に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は本調達における契約の範囲内とし、別途最高裁判所に対し請求しないものとする。
- エ 受注者は、最高裁判所の指示に従って作業すること。
- オ 受注者は、本システム、その他各個別システム又は関連する行政省庁のシステムにおいて問題が発生し、その解決に当たり本システムに関する情報が必要であると最高裁判所が判断しその提供を求めた場合には、これに協力すること。
- カ 受注者は、仕様に関して解決できない問題が発生した場合には、随時、最高裁判所又は最高裁判所が指定する業者からの問合せに応じ、かつ、原因の究明を含めたその解決に協力すること。
- キ 受注者は、裁判所が地震、津波、雷、火事、台風、集中豪雨、ウィルス被害及びサイバーテロ等の災害に遭遇した場合には、その復興に可能な範囲で協力を行うこと。

11. 附属文書

11.1. 本調達仕様書を作成するにあたり参考とした資料一覧

本調達仕様書を作成するにあたり参考とした資料を以下に示す。

表 11-1 本調達仕様書を作成するにあたり参考とした資料一覧

No.	資料名
1	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
2	次期システム調達仕様書
3	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和7年度版）」
4	「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」（SBD マニュアル）
5	IPA 非機能要求グレード
6	「グリーン購入の調達者の手引き」（令和8年2月）

11.2. 入札参加者が閲覧できる資料一覧

入札参加者が閲覧できる資料（以下、「閲覧資料」という。）を以下に示す。

表 11-2 閲覧資料

No.	資料名
1	「次期裁判統計データ処理システムの開発基本計画策定等」に係る成果物 企画書・調査結果報告書（現行業務/システムに係る課題等の現状調査結果や統計システムに関連する最新技術動向等の調査結果に基づき、次期統計システムのあるべき姿とその実現に向けた課題を整理し、課題への対応方針を検討した資料） 提案書（先行文書である企画書・調査結果報告書から得られた課題への施策案及び最高裁判所を取り巻く動向に基づく次期統計システムに反映すべき施策案を基に、次期統計システム化構想に係る提案内容を説明する資料） システム化構想書（要件定義書に記載の各要件の検討経緯と設計工程に向けた要件の詳細を補足説明する資料） システム化計画書（開発スケジュールの詳細と各スケジュールの前提条件等を説明する資料））
2	最高裁判所情報セキュリティ関連規定一式 「裁判所の保有する情報及び情報システムの取扱いについて」 「情報セキュリティに関する対策基準について」 「情報セキュリティに関する対策基準の運用について」
3	「裁判所基盤に係る設計構築移行等及び共通運用保守業務」に係る資料 調達仕様書 要件定義書 Courts クラウド機能一覧